

偏在対応女性弁護士等経済的支援事業に関する規則

(令和五年十二月十四日規則第二百四号)

目次

第一章	総則(第一条・第二条)
第二章	偏在対応女性弁護士登録支援(第三条―第十一条)
第三章	偏在対応女性弁護士採用支援(第十二条―第十五条)
第四章	雑則(第十六条―第十八条)
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程(会規第九十四号)第四条の規定に基づき、弁護士過疎・偏在対策事業の内容、手続、日弁連ひまわり基金(以下「基金」という。)の収入、支出、管理等その他同規程を実施するために必要な事項を定めることを目的とし、市民の女性弁護士に対するアクセスの向上を図り、かつ、男女共同参画社会の理念の下、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)の女性弁護士である会員が、女性弁護士が不足する地域で業務を行うことを経済的に支援するために必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 女性弁護士偏在解消対策地区 次のイ又はロに該当する地域(会長が細則で定める日において該当するものを含む。)
- イ 地方裁判所支部の管轄区域に該当する地域であつて、当該地域内に弁護士登録をする女性弁護士がいないもの
- ロ イに準ずる地域その他女性弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であつて、当該地域を管轄区域とする地方裁判所に対応する弁護士会が女性弁護士偏在解消対策地区として指定し、本会が当該指定を承認したもの
- 二 偏在対応女性弁護士 自己を除くと女性弁護士偏在解消対策地区となる地域内に弁護士登録をする女性弁護士であつて、次のイからニまでに該当しないもの
- イ 公設事務所所属の弁護士

- ロ 日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士
- ハ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）の社員又は使用人である弁護士であつて、期間を限定して当該地域内の主たる法律事務所又は従たる法律事務所において執務しているもの
- ニ 弁護士職務基本規程（会規第七十号）第五十条に規定する組織内弁護士（ただし、非常勤の者を除く。）
- 三 女性弁護士偏在解消に資する活動 日本司法支援センターが行う次に掲げる業務に関する活動を含む当該女性弁護士偏在解消対策地区の市民の女性弁護士に対するニーズに応える活動全般
- イ 民事法律扶助業務
- ロ 本会からの委託による援助業務
- ハ DV等被害者法律相談援助業務

第二章 偏在対応女性弁護士登録支援

（偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付け）

第三条 本会は、偏在対応女性弁護士になろうとする女性弁護士（以下「登録希望女性弁護士」という。）、女性司法修習生及び司法修習生の修習を終えた女性（以下「登録希望女性弁護士等」という。）に対し、その申請により、女性弁護士偏在解消対策地区内において弁護士登録をし、女性弁護士偏在解消に資する活動を始めるために必要な費用を支援するため、当該女性弁護士偏在解消対策地区を管轄区域とする地方裁判所に対応する弁護士会の申請により偏在対応女性弁護士登録支援の対象として指定した上で、偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けをする。ただし、弁護士登録が未了である登録希望女性弁護士等に対する貸付けは、その者が弁護士登録をした後に限る。

2 偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けは、同一の女性弁護士偏在解消対策地区において、登録希望女性弁護士等一人につき一回に限る。

3 偏在対応女性弁護士登録支援補助金は、五百万円の範囲内で基金から支出する。

4 偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けは、無利息とする。

（偏在対応女性弁護士登録支援の対象としての指定）

第四条 登録希望女性弁護士等は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、前条第一項に規定する弁護士会に対し、自己を偏在対応女性弁護士登録支援の対象として指定することを本会に求める申請をすることを申し出ることができる。

一 次のイからハまでに掲げる登録希望女性弁護士等の区分に応じ、当該イからハ

までに定める要件を満たすこと。

イ 当該女性弁護士偏在解消対策地区外に弁護士登録をしている登録希望女性
弁護士 第二条第二号イからニまでのいずれにも該当せずに、当該女性弁護士
偏在解消対策地区内に弁護士登録を変更する予定が具体的なものであること。
ロ 当該女性弁護士偏在解消対策地区内に弁護士登録している登録希望女性弁
護士であつて、第二条第二号イからニまでのいずれかに該当するもの 第二条
第二号イからニまでのいずれにも該当しないこととなる予定が具体的なもの
であること。

ハ 弁護士登録が未了である登録希望女性弁護士等 第二条第二号イからニま
でのいずれにも該当せずに女性弁護士偏在解消対策地区内に弁護士登録をす
る予定が具体的なものであること。

二 当該女性弁護士偏在解消対策地区において、市民から依頼を受ける弁護士業務
を将来にわたつて継続して行う意思を有していること。

三 当該女性弁護士偏在解消対策地区において、女性弁護士偏在解消に資する活動
を積極的に行う旨約していること。

四 その他当該申出の趣旨が偏在対応女性弁護士登録支援の目的に適合している
こと。

2 前項に規定する申出を受けた弁護士会は、登録希望女性弁護士等が前項各号に掲
げる要件をいずれも満たすと認めた場合、本会对し、当該登録希望女性弁護士等
を偏在対応女性弁護士登録支援の対象として指定することを求める申請をする。

3 本会は、前項の申請を受けた場合、当該申請に係る登録希望女性弁護士等を偏在
対応女性弁護士登録支援の対象として指定する。ただし、会長が第一項各号に掲げ
る要件のいずれかを欠くと認めた場合は、この限りでない。

4 本会は、弁護士登録が未了である登録希望女性弁護士等を偏在対応女性弁護士登
録支援の対象として指定するときは、弁護士登録をすることを条件として付さなけ
ればならない。

5 本会は、弁護士登録が未了である者、弁護士実務の経験が乏しい者その他弁護士
実務について特に支援の必要があると認める者を偏在対応女性弁護士登録支援の
対象として指定するときは、第二項の申請をした弁護士会が、当該登録希望女性弁
護士等に対し、当該女性弁護士偏在解消対策地区内への弁護士登録又は第二条第二
号イからニまでのいずれにも該当しないこととなること（以下「弁護士登録等」と
いう。）をした後、会長が相当と定める期間、法令及び法律事務所経営の効率化その
他弁護士としての業務基盤確立について直接又は間接に必要な方策等に係る支援をする

よう求めなければならない。

6 第一項に規定する申出及び第二項の申請は、いずれも書面により行わなければならない。

(貸付けの手続)

第五条 偏在対応女性弁護士登録支援の対象として指定された登録希望女性弁護士等は、弁護士登録等を予定する年度の初日から当該弁護士登録等をした後六箇月を経過する日までに、前条第二項の申請をした弁護士会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出して、偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを申請することができる。

2 本会は、前項に規定する申請があつたときは、貸付けの日から六箇月を経過する日までに弁護士登録等を行うことを条件に、第三条第三項に規定する上限金額の範囲内で相当と認める額の偏在対応女性弁護士登録支援補助金を貸し付ける。

3 前項に規定する貸付けに当たっては、貸付けの日から七年以内の日を返済期限として定めなければならない。

4 偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受ける登録希望女性弁護士等は、本会との間で、次に掲げる事項その他必要な事項を約定した契約を締結しなければならない。

一 弁護士登録等が未了の場合、貸付けの日から六箇月を経過する日までに当該弁護士登録等を行うこと。

二 当該女性弁護士偏在解消対策地区において、市民から依頼を受ける弁護士業務を将来にわたって継続して行うこと。

三 当該女性弁護士偏在解消対策地区において、女性弁護士偏在解消に資する活動を積極的に行うこと。

(弁護士法人等を設立する場合)

第六条 偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受ける登録希望女性弁護士等は、弁護士法人又は共同法人を設立しようとするときは、あらかじめ本会にその旨を書面により届け出なければならない。貸付けを受けた後に弁護士法人又は共同法人を設立するときも、同様とする。

2 前項の規定により届け出られた弁護士法人又は共同法人は、前条第四項第二号及び第三号に掲げる事項を書面により約定しなければならない。

3 第一項に規定する弁護士法人又は共同法人を設立した女性弁護士は、当該弁護士法人又は共同法人が解散した場合には、速やかに、その旨を本会に届け出なければならない。当該共同法人が種類の変更により外国法事務弁護士法人となったときも、同様とする。

(偏在対応女性弁護士登録支援補助金の返済)

第七条 偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受けた女性弁護士(女性司法修習生及び司法修習生の修習を終えた女性を含む。以下この条において同じ。)は、返済計画を立てて、当該貸付金を返済しなければならない。

2 偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受けた女性弁護士は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本会の請求により期限の利益を失い、偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付金残金を直ちに返済しなければならない。前条第一項の規定により届け出られた弁護士法人又は共同法人が第三号又は第四号に規定する事由に該当したときも、同様とする。

一 貸付けの日から六箇月を経過する日までに弁護士登録等をしなかったとき。

二 偏在対応女性弁護士登録支援の対象者とならないことが判明したとき。

三 偏在対応女性弁護士登録支援の目的に著しく反する活動を行ったとき。

四 懲戒処分(戒告を除く。)を受けたとき。

(偏在対応女性弁護士登録支援補助金の返済の免除)

第八条 本会は、偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受けた女性弁護士が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該女性弁護士の申請により、経理委員会の承認を得て、その返済を免除する。ただし、経理委員会が理事会の承認を求めるときを相当と認めるときは、理事会の承認を得なければならない。

一 弁護士登録等をした日から、貸付けの日から五年を経過する日まで、当該女性弁護士偏在解消対策地区内での弁護士登録等を継続していたこと。

二 前号に規定する期間内における収入(第六条第一項に規定する届出をした場合(同条第三項に規定する届出をした場合を除く。以下同じ。))は、弁護士法人又は共同法人の収入を含む。)から会長が相当と認める経費を控除した額が偏在対応女性弁護士登録支援補助金を返済するに足りる額に満たなかったと認められること。

三 第一号に規定する期間内において、当該女性弁護士(第六条第一項に規定する届出をした場合は、当該女性弁護士及び弁護士法人又は共同法人。次号において同じ。)が女性弁護士偏在解消に資する活動を積極的に行ったこと。

四 当該女性弁護士に、偏在対応女性弁護士登録支援補助金貸付けの目的に照らし、貸付金の返済を免除することが相当でないと認めべき特段の事情がないこと。

2 本会は、偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受けた女性弁護士が前項の規定による免除を受けることができない場合又は前条第二項の規定により返済しなければならない場合であっても、そのことがやむを得ない事情によるものと認

められ、かつ、当該女性弁護士の業務及び会計の状況（第六条第一項に規定する届出をした場合は、弁護士法人又は共同法人の状況を含む。）に鑑み、返済を猶予し、又は免除すべき特段の事情があると認めるときは、当該女性弁護士の申請により、理事会の承認を得て、その返済を猶予し、又はその全部若しくは一部の返済を免除することができる。

3 前二項の申請は、第一項の申請にあつては同項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを、前項の申請にあつては同項のやむを得ない事情及び特段の事情があることを、それぞれ証明する資料を添付して、本会对し、書面により行わなければならない。

第九条 本会は、偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受けた女性弁護士に対し、当該女性弁護士の業務の状況（第六条第一項に規定する届出をした場合は、弁護士法人又は共同法人の業務の状況を含む。）を勘案して、その財務の状況にかかわらず、当該女性弁護士の申請により、経理委員会の承認を得て、一回の申請につき百万円を上限としてその返済を免除することができる。

2 前項の申請は、本会对し、弁護士登録等をした日から一年を経過することにより、その経過した日から六箇月以内に、当該一年間の女性弁護士偏在解消に資する活動の状況を報告して、百万円の範囲内で、本会が求める書面を添付して、書面により、行わなければならない。

3 第一項の申請は、弁護士登録等をした日から五年を経過するまでに、貸付けを受けた偏在対応女性弁護士登録支援補助金について、三回に限ってすることができる。（偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けに伴う報告義務）

第十条 偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受けた女性弁護士は、その全額について返済し、又は免除を受けるまでの間、毎年一回、女性弁護士偏在解消に資する活動の状況その他本会が求める事項（第六条第一項に規定する届出をした場合は、当該届出に係る弁護士法人又は共同法人に関する事項を含む。）を、本会对して報告しなければならない。本会が特に報告を求めた場合も、同様とする。（偏在対応女性弁護士に対する技術的支援）

第十一条 本会は、偏在対応女性弁護士の申請により、当該偏在対応女性弁護士の業務を支援する弁護士（以下「支援弁護士」という。）を選任することができる。

2 支援弁護士の人数は、偏在対応女性弁護士一人につき、二名以内とする。

3 支援弁護士の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 支援弁護士は、偏在対応女性弁護士に対し、法律事務所の設置、運営、業務及び会計等に関する支援を行うことを任務とする。

5 本会は、支援弁護士の活動に係る次に掲げる費用を基金から支出することができる

る。

- 一 支援弁護士が任務を行うに当たり支出した交通費、宿泊費及び会議に要する会場使用料
- 二 その他会長が支援弁護士選任の目的の遂行のために必要と認められた特段の費用
- 6 支援弁護士が本会に対し、前項の費用の支出を求めるときは、費用の支出の根拠となる活動を記載した報告書を提出しなければならない。

第三章 偏在対応女性弁護士採用支援

(偏在対応女性弁護士採用支援補助金の給付)

第十二条 本会は、偏在対応女性弁護士を採用(雇用のほか賃金の支給又は所得の保障をしないで事務所を共にさせることを含む。以下同じ。)した弁護士、弁護士法人又は共同法人(以下「偏在対応女性弁護士採用弁護士」と総称する。)に対し、その申請により、偏在対応女性弁護士採用支援補助金を給付する。

2 偏在対応女性弁護士採用支援補助金は、採用する偏在対応女性弁護士の数にかかわらず、五十万円を上限として基金から支出し、返還を要しない。

(偏在対応女性弁護士採用支援補助金の給付の申請)

第十三条 偏在対応女性弁護士採用弁護士は、偏在対応女性弁護士の採用の日から六箇月を経過する日までに、申請書その他本会が求める書類を本会に提出することにより、偏在対応女性弁護士採用支援補助金の給付を申請することができる。

2 本会は、前項に規定する申請があつた場合であつて、当該申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、前条第二項に規定する上限金額の範囲内で相当と認める額の偏在対応女性弁護士採用支援補助金を給付する。

- 一 前項に規定する期間内の申請であること。
- 二 採用した偏在対応女性弁護士が、女性弁護士偏在解消に資する活動を積極的に行う旨約していること。
- 三 申請の趣旨が偏在対応女性弁護士採用支援の目的に適合していること。
- 3 偏在対応女性弁護士採用支援補助金の給付を受ける偏在対応女性弁護士採用弁護士は、本会との間で、次に掲げる事項を約定した契約を締結しなければならない。
 - 一 採用した偏在対応女性弁護士に対し、女性弁護士偏在解消に資する活動を積極的に行う旨義務付けること。
 - 二 偏在対応女性弁護士の採用後、五年以上偏在対応女性弁護士採用弁護士の法律事務所に所属させ、弁護士業務を行わせること。

三 次条第一項各号に掲げる事由が生じたときは、直ちに偏在対応女性弁護士採用

支援補助金を返還すること。

四 その他この規則の規定に従うこと。

(偏在対応女性弁護士採用支援補助金の返還)

第十四条 本会は、次に掲げる事由が生じたときは、第十二条第二項の規定にかかわらず、偏在対応女性弁護士採用弁護士(偏在対応女性弁護士採用弁護士であった者を含む。以下この章において同じ。)に対し、偏在対応女性弁護士採用支援補助金の返還を求めなければならない。この場合において、偏在対応女性弁護士採用弁護士は、直ちに返還しなければならない。

一 偏在対応女性弁護士の採用後、当該偏在対応女性弁護士が、当該偏在対応女性弁護士採用弁護士の法律事務所に所属しなくなった場合であって、給付の日から十年を経過する日までの間に通算して五年以上、偏在対応女性弁護士が当該法律事務所に所属しないこととなることが確実となったとき。ただし、当該偏在対応女性弁護士が女性弁護士偏在解消対策地区において独立開業したとき、又は当該偏在対応女性弁護士の都合により偏在対応女性弁護士が当該法律事務所に所属しないこととなったときは、この限りでない。

二 偏在対応女性弁護士採用弁護士が偏在対応女性弁護士採用支援補助金の給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。

三 偏在対応女性弁護士採用弁護士(弁護士法人又は共同法人である場合)であつては、その社員を含む。)が懲戒処分(戒告を除く。)を受けたとき。

2 本会は、前項各号に掲げる事由が生じたことについてやむを得ない事情その他相当の理由があると認めるときは、偏在対応女性弁護士採用弁護士の申請により、経理委員会の承認を得て、偏在対応女性弁護士採用支援補助金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除する。ただし、経理委員会が理事会の承認を求めることを相当と認めるときは、理事会の承認を得なければならない。

3 前項の申請は、前項のやむを得ない事情その他相当の理由があることを証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、行わなければならない。

(偏在対応女性弁護士採用支援補助金の給付に伴う報告義務)

第十五条 偏在対応女性弁護士採用支援補助金の給付を受けた偏在対応女性弁護士採用弁護士は、給付を受けた日から、偏在対応女性弁護士の偏在対応女性弁護士採用弁護士の法律事務所への所属期間が通算して五年を経過する日までの間、毎年一回、当該偏在対応女性弁護士の採用及び執務の状況その他本会が求める事項を本会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めたときも、同様とする。

(各補助金の関係)

第十六条 登録希望女性弁護士等は、偏在対応女性弁護士採用支援補助金の受給の対象として偏在対応女性弁護士採用弁護士に採用される、若しくは採用された場合又は採用された後当該登録希望女性弁護士等を対象として偏在対応女性弁護士採用弁護士が偏在対応女性弁護士採用支援補助金の受給を受けている場合であっても、第四条第一項に規定する申出をすることができる。

2 偏在対応女性弁護士採用弁護士は、採用した偏在対応女性弁護士が偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受けている場合であっても、第十三条第一項に規定する申請をすることができる。

(弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則との調整)

第十七条 弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則(規則第百五十五号。以下「弁護士過疎・偏在規則」という。)の規定による偏在対応弁護士独立開業支援補助金は、偏在対応女性弁護士登録支援補助金と重ねて貸付けを受けることができない。

2 弁護士過疎・偏在規則の規定による偏在対応常駐従事務所開設支援補助金及び偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けは、偏在対応女性弁護士採用支援補助金の給付と重ねて受けることができない。

3 弁護士過疎・偏在規則の規定による偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けようとする弁護士法人又は共同法人は、弁護士過疎・偏在規則第四十五条第一項の偏在対応特別常駐従事務所に常駐する予定の弁護士が偏在対応女性弁護士登録支援補助金の貸付けを受けている場合であっても、弁護士過疎・偏在規則第四十六条第二項が準用する第三十九条第一項に規定する申出をすることができる。

(会長への委任)

第十八条 この規則を実施するための手続その他必要な事項は、会長が細則で定める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 第五条第一項に規定する貸付けの申請期間は、令和五年四月一日から令和六年四月一日までに弁護士登録等をした女性弁護士にあっては、令和六年四月一日から施行後六箇月を経過する日までとする。

3 第十三条第一項に規定する給付の申請期間は、令和五年四月一日から令和六年四月一日までに偏在対応女性弁護士を採用した偏在対応女性弁護士採用弁護士にあっては、令和六年四月一日から施行後六箇月を経過する日までとする。

4 本会は、この規則の施行後五年を経過した場合において、この規則の規定の施行

の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。